

消費者政策会議について

1. 概要

消費者政策会議は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第27条及び28条に基づき設置され、

- ① 消費者基本計画の案の作成
- ② 消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関する審議
- ③ 消費者政策の推進、実施の状況の検証・評価・監視に関する事務をつかさどる。

2. 組織

消費者政策会議は、会長及び委員をもって組織される。

会長：内閣総理大臣

委員：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）

内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

消費者政策会議 構成員

会長 内閣総理大臣

委員 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

内閣官房長官

デジタル大臣

復興大臣

国家公安委員会委員長

内閣府特命担当大臣

公正取引委員会委員長

内閣総理大臣
が指定する者

これまでの消費者政策会議の開催状況

- 第1回消費者政策会議 平成16年9月10日 (持ち回り)
(消費者基本計画の案の作成方針について等について)
- 第2回消費者政策会議 平成17年4月5日 (開催)
(消費者基本計画の案について)
- 第3回消費者政策会議 平成18年3月14日 (持ち回り)
(消費者政策会議関係委員会議の規程の改定について)
- 第4回消費者政策会議 平成18年7月26日 (持ち回り)
(消費者基本計画の検証・評価・監視について)
- 第5回消費者政策会議 平成19年7月3日 (開催)
(消費者基本計画の検証・評価・監視について)
- 第6回消費者政策会議 平成20年7月25日 (開催)
(消費者基本計画の検証・評価・監視等について)
- 第7回消費者政策会議 平成22年3月30日 (開催)
(新たな「消費者基本計画」の案について)
- 第8回消費者政策会議 平成23年7月8日 (持ち回り)
(消費者基本計画の検証、評価及び見直しについて)
- 第9回消費者政策会議 平成24年7月20日 (開催)
(消費者基本計画の検証、評価及び見直しについて)
- 第10回消費者政策会議 平成25年6月28日 (持ち回り)
(消費者基本計画の見直しについて)
- 第11回消費者政策会議 平成26年6月27日 (持ち回り)
(消費者基本計画の見直しについて)
- 第12回消費者政策会議 平成27年3月24日 (持ち回り)
(新たな「消費者基本計画」の案及び工程表について)
- 第13回消費者政策会議 平成28年7月19日 (持ち回り)
(消費者基本計画工程表改定について)
- 第14回消費者政策会議 平成29年6月21日 (持ち回り)
(消費者基本計画工程表改定について)
- 第15回消費者政策会議 平成30年7月22日 (持ち回り)
(消費者基本計画工程表改定について)
- 第16回消費者政策会議 令和元年7月26日 (持ち回り)
(消費者基本計画工程表改定について)
- 第17回消費者政策会議 令和2年3月31日 (開催)
(新たな「消費者基本計画」の案について)
- 第18回消費者政策会議 令和2年7月7日 (持ち回り)
(消費者基本計画工程表策定について)
- 第19回消費者政策会議 令和3年6月15日 (持ち回り)
(消費者基本計画の変更及び消費者基本計画工程表改定について)
- (注) ○は、最初の基本計画の決定と5年ごとの全面改定を行った会議。

参照条文

【消費者基本法（昭和43年法律第78号、平成24年法律60号改正）（抄）】

（消費者政策会議）

第二十七条 内閣府に、消費者政策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3 会議は、次に掲げる場合には、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

一 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。

二 前項第二号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

第二十八条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の二の規定により置かれた特命担当大臣

二 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）のうちから、内閣総理大臣が指定する者

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

消費者基本計画工程表の改定について

令和4年6月
消費者庁

消費者基本計画及び消費者基本計画工程表について

■消費者基本計画

○消費者基本計画は、消費者基本法第9条に基づき、消費者政策の計画的な推進を図るために定められる消費者政策の推進に関する基本的な計画（5か年計画）。

○令和2年度～令和6年度の5か年を計画期間とする第4期消費者基本計画を令和2年3月31日閣議決定。

○コロナ禍における「新しい生活様式」の実践に伴い、消費生活のデジタル化が加速するなど、消費者を取り巻く環境が大きく変化。これに的確に対応して消費者政策を推進するため、「新しい生活様式」の実践に関する記述を追加すべく、消費者基本計画を変更（令和3年6月15日閣議決定）。

■消費者基本計画工程表

○消費者基本計画に基づき、消費者政策を検証可能な形で体系的・包括的に推進するため、具体的な施策の工程表を策定（令和2年7月7日消費者政策会議決定）。

○毎年度工程表を改定し、実績及びKPI（重要業績評価指標）の最新値の追加、今後の取組予定の時点更新、必要な施策の追加や充実強化等を実施。⇒6月改定を目指し作業

※消費者政策会議

消費者基本法第27条及び28条に基づき設置され、

- ① 消費者基本計画の案の作成
- ② 消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関する審議
- ③ 消費者政策の推進、実施の状況の検証・評価・監視に関する事務をつかさどる。

【組織】会長：内閣総理大臣

委員：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）

内閣官房長官

関係行政機関の長及び内閣府特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

消費者基本計画(令和3年6月15日変更)の構成

【第1章 消費者基本計画について】

【第2章 消費者政策をめぐる現状と課題】

1. ぜい弱な消費者の増加など消費者の多様化 ○高齢化の進行等 ○成年年齢の引下げ ○世帯の単身化・地域コミュニティの衰退等 ○訪日外国人・在留外国人による消費増加	2. 社会情勢の変化 ○コロナ禍における「新しい生活様式」の実践 ○デジタル化の進展・電子商取引の拡大 ○自然災害の激甚化・多発化 ○持続可能で多様性と包摂性のある社会への関心の高まり等
--	---

【第3章 政策の基本方針】

1. 消費者政策において目指すべき社会の姿等	
2. 今期計画における消費者政策の基本的方向 (1)消費者被害の防止 (2)消費者の自立と事業者の自主的取組の加速	(3)協働による豊かな社会の実現 (4)デジタル化・国際化に伴う新しい課題への対応 (5)「新しい生活様式」の実践や災害時への対応

【第5章 重点的な施策の推進】

1. 消費者被害の防止 2. 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革促進	3. 「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応 4. 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施 5. 消費者行政を推進するための体制整備
--	--

【第4章 政策推進のための行政基盤の整備】

情報	人材	財政	法令等
----	----	----	-----

消費者基本計画工程表（令和3年6月15日改定）の構成

I 消費者被害の防止	II 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革の促進	III 「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応	IV 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施	V 消費者行政を推進するための体制整備
(1)消費者の安全の確保 (2)取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保 (3)ぜい弱性等を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進 (4)消費者の苦情処理、紛争解決のための枠組みの整備	(1)食品ロスの削減等に資する消費者と事業者との連携・協働 (2)環境の保全に資する消費者と事業者との連携・協働 (3)その他の持続可能な社会の形成に資する消費者と事業者との連携・協働 (4)事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進	(1)「新しい生活様式」の実践や災害時に係る消費者問題への対応 (2)デジタル社会での消費者利益の擁護・増進の両立 (3)消費生活の国際化の進展への対応	(1)消費者教育の推進 (2)消費者政策に関する啓発活動の推進	(1)消費者の意見の反映と消費者政策の透明性の確保 (2)国等における体制整備 (3)地方における体制整備

令和4年度における工程表の主な改定ポイント

■消費者被害の防止の強化

- ・景品表示法検討会（令和4年3月設置）における社会環境変化への対応、厳正・円滑な法執行の確保及び不当表示等の早期是正等のための方策検討
- ・消費者契約法、消費者裁判手続特例法による消費者被害の防止・救済の強化（改正法成立）
- ・消費者安全調査委員会の設置10周年を契機とした調査の拡充や発信力強化

■デジタル社会における消費者保護

- ・景品表示法検討会におけるステルスマーケティングの対応検討等
- ・アフィリエイト広告における不当表示の未然防止・早期是正
- ・インターネット販売における食品に関する情報提供への対応、食品表示情報のデータ活用のための仕組みづくりの推進
- ・消費生活相談のデジタル化の推進（PIO-NET改革）

■SDGsに貢献する消費者・事業者の取組・協働の推進

- ・食品ロス削減、サステナブルファッション等のエシカル消費の普及に係る取組強化
- ・事業者が消費者と共創・協働して社会価値を向上させる消費者志向経営の推進

■成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育の推進

- ・小中高等学校のみならず大学・事業者での消費者教育や若年者主体活動の推進、親世代等への啓発

その他、国・地方の消費者行政の体制強化、孤独・孤立する消費者等の見守りの推進等を引き続き実施。 4